

令和 5 年

第 3 回市議会定例会 議案第 6 号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について
市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和 2 3 年函館市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「または第 3 条の 3 第 1 項」を「，第 3 条の 3 第 1 項または第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は，生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の一部改正に伴い，旅館業を譲渡する場合における営業者の地位の承継の承認に関する事務について手数料を徴収することとし，および規定を整備するため